

## 食品安全委員会（第901回会合）議事概要

日 時:令和5年6月6日(火) 14:00~  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:43名

### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 4品目  
メチルセルロース  
カルボキシメチルセルロースカルシウム  
カルボキシメチルセルロースナトリウム  
デンプングリコール酸ナトリウム

#### →厚生労働省及び担当の川西委員から説明

本件について、「食品衛生法第13条第1項の規定に基づき、メチルセルロースの使用基準を改正すること」については、添加物専門調査会にて審議することとなった。

また、「添加物『メチルセルロース』の使用基準の改正に伴い、食品衛生法第13条第1項の規定に基づき、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの使用基準を改正すること」については、前述の添加物専門調査会における検討結果を踏まえた上で、これと合わせて本委員会において審議を行うこととなった。

### (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「ポリビニルアルコール」に係る食品健康影響評価について

#### →事務局から説明。

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「ポリビニルアルコールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量を特定する必要はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「*Komagataella phaffii* BSY-0007株を利用して生産されたフィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「*Komagataella phaffii* BSY-0007株を利用して生産されたフィターゼを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・「食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める器具及び容器包装の規格を改正することについて」に係る委員会の意見について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、器具・容器包装専門調査会からの意見及び食品安全委員会で指摘された意見を踏まえ、

「食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・「食品衛生法第52条第1項の規定に基づき、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準を改正することについて」に係る委員会の意見について

→担当の川西委員から説明。

本件については、器具・容器包装専門調査会からの意見及び食品安全委員会で指摘された意見を踏まえ、

「食品安全基本法第11条第1項第2項の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。